

広島県告示第五百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十八年十月四日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年九月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四八七号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
呉市宮原二丁目一〇一番一地先から 呉市宮原二丁目一九九番一地先まで	新	旧	一五・二〇 一七・八〇	四・〇〇	幅員減少
	旧	新	一八・八〇 一七・二〇	一八・八〇	
呉市宮原二丁目三六番一地先から 呉市宮原二丁目三九番二地先まで	新	旧	一四・三〇 三三・九〇	一八・八〇	幅員減少
	旧	新	一五・七〇 一六・四〇	一・八〇	
呉市坪ノ内町二〇番四地先から 呉市坪ノ内町二〇番四地先まで	新	旧	一五・六〇 二二・六〇	一六・五〇	幅員減少
	旧	新	一五・六〇 一六・四〇	一六・五〇	
呉市坪ノ内町二〇番四地先から 呉市坪ノ内町二〇番二地先まで	新	旧	一五・六〇 二三・一〇	一六・五〇	幅員減少
	旧	新	一五・六〇 一六・四〇	一六・五〇	